別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 | 備　考 |
| 農業協同組合 | 施設園芸農家が令和４年11月から令和５年１月までに購入した施設園芸の加温の用に供するＡ重油及び灯油の購入数量※１に、補塡単価※２を乗じた金額※３ | ８分の１以内 | 補助金額に１円未満の端数を生じた場合は、その端数は切り捨てる。 |

※１　施設園芸セーフティネット構築事業の低温特例措置、急騰特例措置の適用に応じて補填対象数量の割合を乗じること。

※２　全国平均単価（「農業物価統計調査」農林水産省大臣官房統計局公表）から発動基準単価（一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領で定められた発動基準単価）を減じた額とする。

※３　上限額は施設園芸セーフティネット構築事業により補塡される金額とする。